

令和6年度第4回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和6年7月10日(水)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9時00分	閉会時間	10時12分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	7 番	足 立 進 也
	2 番	天 崎 直 幸	8 番	糸 田 川 啓
	3 番	木 山 篤 志	9 番	福 田 英 夫
	4 番	嶋 川 克 寿	10番	梅 林 操
	5 番	大 塚 清 子		
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	6 番	塩 見 真 由 美		
議事録署名委員	1 番	足 立 福 子	2 番	天 崎 直 幸
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	田 淵 九 大

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	利用権設定に係る軽微な変更について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	令和6年度 農地利用状況調査(農地パトロール)について
協議第2号	農業者年金受給者の状況確認について
その他	
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	<p>おはようございます。定刻より若干早いですが、予定しておられる委員の皆さんお揃いになられましたので、令和6年度第4回 日南町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日欠席の委員の報告をさせていただきます。塩見農業委員がご都合により欠席届の提出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは開会にあたり、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。</p>
挨拶	議 長	<p>皆さん、おはようございます。先月12日、13日は農業委員会研修会お疲れさまでした。参加された皆さんに写真をお配りしておりますのでご覧いただけたらと思います。</p> <p>先月14日、食料、農業、農村基本法の関連3法が参議院本会議で可決、成立いたしました。これで、食料供給困難事態対策、農地関連法で農業生産に必要な農用地の確保、食料の安定供給の確保、そしてスマート農業技術の開発と活用、新たな生産方式導入促進していくこととなりました。</p> <p>また、先月24日に鳥取県農業会議 常設審議会が開催され出席した際に鳥取県中部で実際あった話で、ある農家がこれまで畑地として活用していた水田に5年に1度の水張制度に従い、水を引き込んだところ、翌朝見回りをしたところ畦畔が大きく崩れ落ちていて、役場の再生協議会や農林課に相談したが、このような場合は個人で回復されなければいけないとのことで、補助金もないし、助成もないとの回答で困り果てたとのことでした。やはり水張する場合は事前に畔塗等の対策をしてから水を引き込むようにとの事でした。このような事例はどこの地域でも発生する可能性がありますので、今後注意が必要です。以上報告しまして、令和6年度第4回 日南町農業委員会総会を開会いたします。よろしく願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、1番、足立農業委員、2番、天崎農業委員を指名した。</p>
報告第1号	議 長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。 (資料1頁について説明)</p>
	議 長	<p>報告第1号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので次に移ります。</p>
議案第1号	議 長	<p>続いて議事に移ります。議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>議案第1号 農地法第2条第1項の規定による申請の決定についてです。本日は3件の申請があります。 申請番号1、土地所有者が日南町△△の〇〇〇さん、申請番号2、土地所有者が△△市の〇〇〇さん、申請番号3、土地所有者が△△府の〇〇〇さん、合計6筆、5954㎡の申請です。 (資料4頁について説明)</p>

	(資料 5 頁から位置図、現地確認写真等)
議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。農地部会からのご意見がありましたらお願いします。</p> <p>(3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。</p>
木山農 業委員	<p>申請番号 1 については一時転用後の申請があったということですが、現地も山の中にあって日陰になり作物ができないということですので、非農地の申請を受理しても良いという判断をしました。</p> <p>申請番号 2、3 につきましても、現在所有者の方が町外におられるということで、耕作する人もいないということです。非農地の申請を受理しても良いという判断をしました。以上です。</p>
議 長	<p>議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(山本農地利用最適化推進委員挙手) 山本農地利用最適化推進委員。</p>
山本推 進委員	<p>申請番号 1 について補足で説明をさせていただきます。8 頁の現地確認写真を見てもらうと、申請地が整地されています。先ほど事務局からも説明がありましたが、昨年、△△地区基盤整備事業に伴う工事用仮設道として一時転用されたものです。この畑地は山林に面しており、立木が密集して日当たりが悪いことと、石などが多く入っている圃場のため耕耘作業ができにくいということで、20 年以上作付けしておらず、今後も農地として管理することができないということです。</p> <p>この仮設道路を所有者、地域も含め活用したいという要望が上がっていると話を伺いました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。地元委員からの補足説明がありましたが、農地部会で地元委員の意見を聞いて集約しておりますので、今後は説明を省略してもいいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>その他、ご質問ご意見がございますか。</p> <p>(倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>
倉光推 進委員	<p>申請番号 3 についてですが、事務局の説明からは登記地目「宅地」現況地目「原野」とありました。非農地の申請があったので審議を求めるということになると、農地という判断がつかないと思います。</p>
主 事	<p>申請番号 3 について、登記地目は「宅地」ですが、課税状況が「畑」となっており、農業委員会の農地台帳にも「畑」として残っております。以前には建物が建ててあったのだと思いますが、その後取り壊しを行い、畑地として利用されておられたのだと思います。台帳から削除されていませんでしたので、今回の申請を受け付けたということですので。</p>
倉光推 進委員	<p>例えば平場の都会地は農地でも宅地並みの課税をしているところもあると伺ったことがあります。日南町ではそういったことはないと思います。今回の申請で、宅地である時には宅地を畑としての課税をする根拠が理解できません。宅地を撤去し畑地として利用していたとすれば、その段階で課税上の地目は変更したのだと思いますが、農業委員会としての対策があ</p>

		ってしかるべきではなかったのかと思います。
高橋事務局長		倉光推進委員がおっしゃいました、登記地目と課税地目と農地台帳地目があります。本来ですと、登記地目、課税地目、農家台帳の現況地目が揃っているのが本来のあるべき姿だと思います。今回のケースにつきましては、登記上宅地で、所有者の方が登記をされておられなかったということになると思います。固定資産税の担当課による現況調査について十分に精査ができていなかったということもあると思います。農業委員会としましても、これまで非農地、転用等地目の変更に伴う内容については住民課に情報提供させていただいていますが、そのあたりが十分に行き届いていなかったというところは反省しなければならないと思っております。こうした事案はまだまだあると思いますが、少しずつ手入れをしていながら、現状の地目にあった登記の地目に変えていくべきだと考えております。ご理解を頂けたらと思います。以上です。
議長		倉光農地利用最適化推進委員よろしいでしょうか。 (意見なし) その他、ご質問、ご意見がございますか。 (5番 大塚農業委員挙手) 5番 大塚農業委員。
大塚農業委員		申請番号2について、現地確認写真がありますが、12頁の地番が×××となっておりますが、×××だと思います。
高橋事務局長		資料10頁の字切図をご覧いただけたらと思います。青線で示しているところが今回の申請地です。資料上部の小さい枠が×××となります。先ほど大塚農業委員からご指摘いただいた写真の部分にその地番が入っていないという内容だと思います。ご指摘の通り、現地確認写真には×××が入っていませんが、土地の境界が明確でなかったため事務局で落としておりましたが、×××の写真の中に×××は入っているということでご理解いただけたらと思います。以上です。
議長		大塚農業委員よろしいでしょうか。 (意見なし) その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。申請番号順に採決をいたします。 申請番号1について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号1は承認された。
議長		申請番号2について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意義のないことを確認して、申請番号2は承認された。
議長		申請番号3について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意義のないことを確認して、申請番号3は承認された。
議案第2号	議長	議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。

	主 事	<p>議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答についてです。資料 18 頁に総括表を付けております。今月は機構を通じ再設定の契約が 1 件、1,153 m²です。</p> <p>(資料 19 頁について説明)</p> <p>(資料 20 頁について説明)</p> <p>資料 21 頁から借り受けられる農事組合法人口口口の農業経営状況の資料を付けておりますので、ご確認お願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 2 号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。</p>
協議第 1 号	議 長	<p>続いて協議事項に移ります。協議第 1 号 令和 6 年度農地利用状況調査(農地パトロール)について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>協議第 1 号 令和 6 年度農地利用状況調査(農地パトロール)について(資料 23 頁について説明)</p>
	議 長	<p>協議第 1 号について説明が終わりました。総会終了後、各地区で日程調整を行い事務局までご報告お願いします。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたか。無いようですので次に移ります。</p>
協議第 2 号	議 長	<p>協議第 2 号 農業者年金受給者の状況確認について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>協議第 2 号 農業者年金受給者の状況確認についてです。地域ごとにまとめたものを配布させていただいております。△△地区については該当の方がおられませんでしたので、配布しておりません。</p> <p>こちらの資料は経営移譲年金受給者のリストとなります。変更等ありましたら、わかる範囲で教えていただけたらと思います。以上です。</p>
	議 長	<p>協議第 2 号について、リストが皆さんのところへ配布してあると思います。現況確認をお願いいたします。</p> <p>(高橋事務局長挙手) 高橋事務局長。</p>
	高橋事務局長	<p>失礼します。協議第 2 号について補足をさせていただきます。このリストは経営移譲年金を受給されておられる方のリストです。経営移譲年金を受給されておられる方は農業経営ができないということで、年金を受給されておられますので、確認については現在の状況の確認です。耕作している状況等の実態がありましたら、年金受給の停止となります。よろしくお願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>協議第 2 号についてご質問、ご意見はございましたか。無いようですので、次に移ります。</p>
その他	議 長	<p>その他事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>次回総会は、令和 6 年 8 月 9 日(金)午後 1 時 30 分から開会予定です。午前中に戦没者慰霊祭が開催予定となっており、参列する予定としておりますので、総会を午後から開催させていただきたいと思います。ご予定を</p>

		<p>お願いいたします。</p> <p>本日、総会終了後、農政部会を開催いたします。会場は第3会議室で行います。内容については標準農作業賃金の秋作業について審議をさせていただきたいと思っております。農政部会の委員の皆さんはお集まりください。以上です。</p>
閉 会	議 長	<p>皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和6年度第4回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和6年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員